

令和6年度糸魚川市国民健康保険診療所 特別会計予算

令和6年度糸魚川市の国民健康保険診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ225,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

令和6年2月19日提出

糸魚川市長 米田 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

単位：千円

款	項	金 額
1 診療収入		111,810
	1 外来収入	110,910
	2 諸検査収入	900
2 介護保険収入		440
	1 介護保険収入	440
3 使用料及び手数料		156
	1 手数料	156
4 繰入金		99,544
	1 他会計繰入金	99,544
5 繰越金		3,500
	1 繰越金	3,500
6 諸収入		10,150
	1 受託事業収入	9,678
	2 雑入	472
歳 入	合 計	225,600

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 総務費		82,963
	1 施設管理費	82,963
2 医業費		78,410
	1 医業費	78,410
3 公債費		63,227
	1 公債費	63,227
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	225,600